

# 免税販売の手続の流れ

## 1. 非居住者から旅券（パスポート）等の提示を受ける

※ 非居住者であっても、旅券等を所持していない者には、免税販売ができない。

※ 旅券以外に認められるものは以下のもの。

○ 乗員上陸許可書 ○ 緊急上陸許可書 ○ 遭難による上陸許可書

○ 在留資格を、旅券等の上陸許可証印により確認する

## 2. 「購入記録票」「購入者誓約書」の作成等

① 免税店は「購入記録票」を作成する。

② 非居住者は免税店に「購入者誓約書」を提出する。

※ 実務では、購入記録票の作成時に複写で作成したものに、非居住者がサインする。

③ 免税店は「購入記録票」を非居住者のパスポート等へ貼付し、割印する。

④ 免税店は免税物品を非居住者に引き渡す。

⑤ 免税店は非居住者から提出を受けた「購入者誓約書」を保存する(約7年)。

## 3. 出国の際に購入した免税物品を携帯して国外へ持ち出す

⑥ 非居住者は出国に際して税関に、パスポート等に貼付された「購入記録票」を提出する。

⑦ 非居住者は、出国の際に購入した免税物品を携帯して国外へ持ち出す。

※ ただし、別送した場合は除く。

※ 非居住者は免税物品を出国前に他人に譲渡してはならない。

※ 飲料類、化粧品類(平成26年10月以降の免税対象物品)等における液体物は国際線においては客室内への持込制限があるので、受託手荷物とする必要があります。(詳細は国土交通省ホームページ[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000006.html)をご参照下さい。)

# 購入記録票・購入者誓約書について

○ 「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、特定の様式ではなく、記載すべき事項のみを定める。

※ 品名等を記載した明細書等を購入記録票等に貼付・割印することにより、明細書等に記載された事項については、購入記録票等の記載を省略することができる。

## 《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出物品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額※	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○

※ 平成26年10月1日からの免税販売については、販売価額の合計額の記載が必要。

# ①購入記録票

- 「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、これまでの様式は廃止し、記載項目のみを定める（フォントの大きさや記載項目の配置などは自由とする）。
  - ・ コンピューターを使ったプリンターでの印刷を容易にする
  - ・ 免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付（割印が必要）で替えることができる
- 一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目（購入者氏名等）を一括して記載し、一般物品と消耗品のそれぞれの品名ごとの数量、価額、合計額のみを別々に記載することで対応することも妨げない。

## <一般物品の購入記録票の記載項目>

## <消耗品の購入記録票の記載項目>

- 1 一般物品の購入者の
  - ①氏名、②国籍、③生年月日、
  - ④在留資格、⑤上陸年月日
- 2 ⑥当該一般物品の購入者のその所持する旅券等  
※の種類及び番号  
※旅券、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
- 3 輸出物品販売場を経営する事業者の⑦氏名又は  
名称、⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署の  
名称
- 4 当該⑩輸出物品販売場の所在地
- 5 当該一般物品の⑪購入の年月日

- 1 消耗品の購入者の
  - ①氏名、②国籍、③生年月日、
  - ④在留資格、⑤上陸年月日
- 2 ⑥当該消耗品の購入者のその所持する旅券等※  
の種類及び番号  
※旅券、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
- 3 輸出物品販売場を経営する事業者の⑦氏名又は  
名称、⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署の  
名称
- 4 当該⑩輸出物品販売場の所在地
- 5 当該消耗品の⑪購入の年月日

- 6 当該一般物品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭  
価額並びに⑮当該物品の価額の合計額

- 6 当該消耗品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭  
価額並びに⑮当該物品の価額の合計額

共通記載可能項目

個別記載項目

## ②購入記録票(作成例)

(参考) <改正後の購入記録票の作成例> (一般物品と消耗品の購入記録票を一つの書類で作成する場合)

輸出免税物品購入記録票			
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export			
所轄税務署/Tax office concerned		納税地/Place for Tax Payment	
販売者氏名・名称/Seller's Name		販売場所在地/Selling Place	
購入年月日/Date of Purchase			
月	日	年	
Month	Date	Year	
消耗品/Consumable Commodities			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			
旅券等の種類/Passport etc.		番号/No.	
PASSPORT旅券			
在留資格/Status of Residence		国籍/Nationality	
上陸年月日/Date of Landing			
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)			
生年月日/Date of Birth of Purchaser			
月	日	年	
Month	Date	Year	

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない

When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.

从本国离境或者成为本国居民时，必须向离境地所属的海关署署长或者其住所或住所所在地所属的税务署署长提交购买记录单。

從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄該出境地的海關首長或管轄該住址或居住地方的稅務署長提交購買記錄單(購入記録票)。

일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.

※用紙の大きさは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙とする。

※外国語の注釈は、英語に限らず中国語、韓国語等で記載することを妨げない。(日本語での記載は必須)。

### ③購入記録票(記載事項)

#### ○ 購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項

① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨。

② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨

③ 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収される旨

④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収されない旨

※ ②～④については書類の裏面に記載することができる。

## ④購入記録票(記載事項)

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (日本語)

- ① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければなりません。
- ② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはいけません。
- ③ 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額(地方消費税を含む。)に相当する額を徴収されます。
- ④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額(地方消費税を含む。)に相当する額を徴収されません。

## ⑤購入記録票(記載事項)

### 購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (英語)

- 1) When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.
- 2) You must not remove the "Record of Purchase Card" from your passport etc. until after you have departed Japan.
- 3) If you are not in possession of item(s) purchased tax free, that are listed on the "Record of Purchase Card", at the time of departure from Japan, an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) that was exempted at the time of purchase will be collected before your departure from Japan.
- 4) In the case of 3) if you do not possess listed item(s) at the time of departure, if the Director of Customs has acknowledged that item(s) you purchased tax free will not be exported as a result of being lost in a disaster or due to other unavoidable circumstances, or alternatively, if you have submitted documents to the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location that verifies the item(s) has already been exported an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) will not be collected.

## ⑥購入記録票(記載事項)

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (中国語・簡体字)

- ① 从本国离境或者成为本国居民时，必须向离境地所属的海关署署长或者其住所或住所所在地所属的税务署署长提交购买记录单。
- ② 从本国离境前不得将购买记录单从护照上取下来。
- ③ 如果从本国离境时没有携带已购买的免税商品，将会被征收税费，其金额相当于已购买商品所免除的消费税额（包括地方消费税）。
- ④ 在③的情况下，因灾害等其他不得已的原因导致已购买的免税商品丢失而无法携带出境但获得海关署署长的批准时，或者已向离境地所属的海关署署长提交了所购商品已出境的证明文件时，将不会被征收相当于已免除的消费税额（包括地方消费税）的税费。



## ⑦購入記録票(記載事項)

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (中国語・繁体字)

- ① 從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄該出境地的海關首長或管轄該住址或居住地方的稅務署長提交購買記錄單(購入記録票)。
- ② 從日本出境前不得將購買記錄單從護照等撕下。
- ③ 從日本出境時如未隨身攜帶所購買的免稅物品，將被徵收相當於購買該物品時所免除的消費稅額(包括地方消費稅在內)。
- ④ 在③敘述的情況下，如因災禍或其他特別理由遺失該物品而未能隨身攜帶出境，在得到海關首長認可，或已向管轄出境地的海關首長提交已攜帶出境的證明文件的情況下，將不被徵收相當於消費稅的稅額(包括地方消費稅在內)。

## ⑧購入記録票(記載事項)

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (韓国語)

- ① 일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.
- ② 일본에서 출국할 때까지는 구입 기록표를 여권 등에서 떼어내면 안 됩니다.
- ③ 면세로 구입한 물품을 일본 출국 시 소지하지 않은 경우에는 그 구입한 물품에 대해 면제된 소비세액(지방 소비세를 포함.)에 상당하는 액수가 징수됩니다.
- ④ ③의 경우에서 재해 및 기타 부득이한 사정으로 인해 면세로 구입한 물품을 분실 한 관계로 반출하지 않는 것에 대해 세관장의 승인을 받았을 때, 또는 이미 반출했음을 증명하는 서류를 출항지를 관할하는 세관장에게 제출했을 때는 소비세액(지방 소비세를 포함.)에 상당하는 액수가 징수되지 않습니다.

# ①購入者誓約書

- 購入者誓約書は、一般物品と消耗品で誓約する内容が異なる。
- 一般物品と消耗品を同時に免税販売する際には、一般物品の購入者誓約書（輸出を誓約）と消耗品の購入者誓約書（30日以内の輸出を誓約）は、共通項目を同一用紙に記載することを妨げない。

## <一般物品の購入者誓約書の記載項目> (購入後において輸出する旨を誓約)

## <消耗品の購入者誓約書の記載項目> (購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約)

共通記載可能項目

- 1 一般物品購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日
- 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号
- 3 輸出物品販売場を経営する事業者の⑧氏名又は名称
- 4 当該一般物品の⑨購入の年月日
- 5 ⑩購入者の署名

- 1 消耗品の購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日
- 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号
- 3 輸出物品販売場を経営する事業者の⑧氏名又は名称
- 4 当該消耗品の⑨購入の年月日
- 5 ⑩購入者の署名

個別記載項目

- 6 当該一般物品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該物品の価額の合計額
- 7 ⑮当該一般物品をその購入後において輸出することを誓約する旨

- 6 当該消耗品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該消耗品の価額の合計
- 7 ⑮当該消耗品をその購入後30日以内に輸出することを誓約する旨

※ 署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

## ②購入者誓約書(作成例)

(参考) <改正後の購入者誓約書の作成例> (一般物品と消耗品の購入者誓約書を一つの書類で作成する場合)

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書 Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export			
<p>・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30days from the purchase date and will not be disposed of within Japan.</p> <p>・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.</p>			
販売者氏名・名称/Seller's Name		署名 Signature	
購入年月日/Date of Purchase			
月	日	年	
Month	Date	Year	
消耗品/ Consumable Commodities			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			
旅券等の種類/Passport etc.		番号/No.	
PASSPORT旅券			
在留資格/Status of Residence		国籍/Nationality	
上陸年月日/Date of Landing			
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)			
生年月日/Date of Birth of Purchaser			
月	日	年	
Month	Date	Year	

※署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

※外国語の注釈は、英語に限らず中国語、韓国語等で記載することを妨げない。(日本語での記載は必須)。

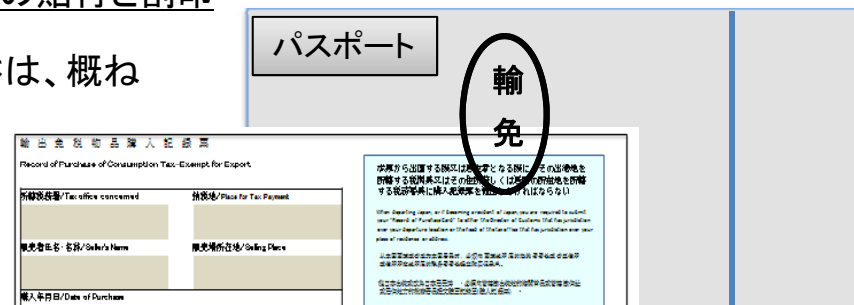
# 「購入記録票」、「購入者誓約書」の記載・保存等

- 免税対象物品を販売する際に、
    - ① 「購入記録票」を作成し、
    - ② 作成した購入記録票を免税対象物品を購入した非居住者(外国人旅行者等)のパスポートに貼付し、「割印」をする。
- ※ パスポートに貼付された購入記録票は、出国の際に税関に提出しなければならない。

## 記録票のパスポートへの貼付と割印

「輸免」の割印の大きさは、概ね

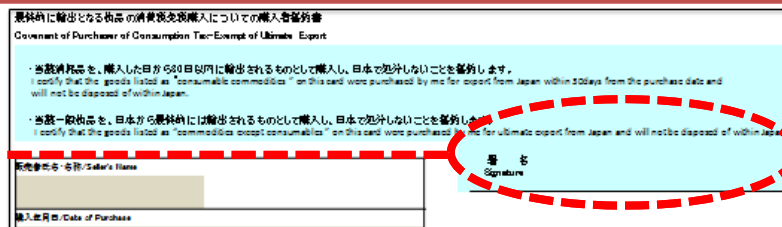
- 横6mm
- 縦8mm



- 購入記録票の作成とともに、購入者誓約書を作成。
  - 記録内容は、購入記録票の記入時に複写で作成することが可能。
  - 購入者誓約書には、免税物品を購入する非居住者が自筆でサインを行う。
- 免税販売を行った免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入者誓約書を保存する。

## 購入者誓約書へのサイン

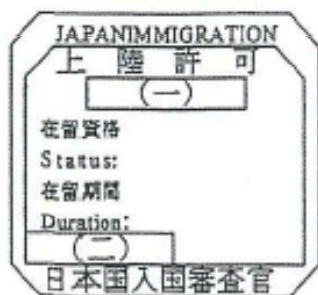
必ず免税物品を購入する非居住者が自筆でサインする。



# 「在留資格」の記載

- 購入記録票等に記載する「在留資格」は、旅券の上陸許可認証印の記載等を確認する。

## ＜旅券の上陸許可証印＞



又は



(注)

- ① 縦35ミリメートル、横40ミリメートルとする。
- ② 空欄(一)には、上陸許可年月日を、(二)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。
- ③ 上陸港名の右側の空欄には入国審査官の識別番号を記入するものとする。

(注)

- ① 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- ② 在留期間の欄の下部の空欄には上陸港名を、記入するものとする。
- ③ 証印の下部に識別番号を付するものとする。

## ＜在留資格の例＞

在留資格	内容
短期滞在	観光、保養、スポーツ、見学等
留学	本邦の大学や専修学校の専門課程等において教育を受けようとするもの
就学	本邦の高等学校若しくは専修学校の高等課程等で教育を受けようとする者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動又はその他の芸能活動を行おうとする者
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化等について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けて修得する活動を行おうとする者

※ 上記意外にも在留資格が存在。

※ 上記の在留資格であっても、本邦内にある事務所に勤務する者、又は滞在期間が6ヶ月以上経過した者は居住者に該当する(免税販売の対象とならない)。